

答 申 第 1 1 6 号
平成31年 2月19日
(諮問公第133号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、別表2の「審査会の判断」欄で、「開示」と記載した部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成29年8月23日付けで、「鹿児島県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成29年10月20日付け鹿教教第402号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年11月18日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 部分開示を受けた公文書の一部開示範囲は、条例、関連する諸判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。

イ 諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

ウ 体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることは条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非開示は認められない。加害教員の識別

可能性を理由とした市町村名(鹿児島市は除く)、学校名、学校の電話番号、校長名、公印の印影、文書番号のうち学校名がわかる部分、教員名等の非開示は認められない。その他校務分掌、発生場所、大会名などが非開示とされている部分がある。条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。市町村名の非開示など、関連判決を真摯に理解した上での非開示決定とは到底思われぬ。

エ プライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例をもつかに関わらず、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、関連判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を求める答申を出している。小規模校の存在など鹿児島県とそれほど違いがあるとは思われぬ県でも裁判例に従い、学校名や教員名の原則公開が行われている。実施機関もこの程度の開示に応じるべきであるといっているにすぎず、なんら無理な主張をしているわけではない。

オ 関連判決に照らして非開示が認められるのは、原則として被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を開示するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つものかもしれないが、その事自体も関連判決で否定されている。

カ 関連判決が「学校名や職員名を原則開示することを認めた」のは、関連判決に係る自治体の地域的特性を考慮したためではなく、体罰事故報告書の公開基準についての一般的な法理としてである。そもそも関連判決に係る自治体にも、弁明書がというような過疎地域も古い共同体も存在しているのであって、逆に鹿児島県がすべて過疎地域、古い地域というわけでもない。県庁所在地の鹿児島市などは多かれ少なかれ都市部であって、要は程度の問題である。

キ 関連判決は、この点が争点となり一般人基準を取ることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を、このことを根拠に非公開とすることを明確に否定したものである。他方で本判決も、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に非開示とすることまでは禁じていない。例えば在校生数がひと桁であるような場合と、数百名の場合とを同一に扱うべきとされるわけではない。例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に非開示範囲を広げればよいのである。弁明書の問題点は、鹿児島県の全ての公立学校が一律にこうした例外に当たるとしている点である。またそれゆえに、関連判決は適用されないと、一方的に断じている点である。

ク 弁明書では、関連判決が「学校名や職員名を一律開示することを認めたものではな

く」などとしているが、原則そうすべしとしているものであることは、読めば明らかである。もちろん例外を一切認めていないわけではないが、実施機関の行ったような「学校名や職員名を一律『非開示』することを認めたもの」では断じてない。

ケ 条例第7条第1号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかし、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない部分には適用されない。実際の記述内容に照らしてそうした例外的な事例（病歴等）があればそれに限って非開示とすれば足りる。本条項は濫用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。なおこうした部分を開示しても、それだけでは個人識別にもいたらないこと言うまでもない。

コ 条例第7条第1号では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を「不開示情報」としているが、さらに、「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、その例外を規定している。そのウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とし、これらの情報は公開すべきものと規定する。

サ 換言すれば、公務員の職務遂行情報「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」であっても公開せねばならないはずである。それは、司法判断において、「通常他人に知られたいくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされ、公開が求められているものであるから、公にしても当該公務員の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいえないはずである。

シ プライバシー型の条例のもとでも、体罰事故報告書は、「公務員の職務遂行情報」であるとして加害教員の氏名も含めて公開されているのであるから、条例においても、「当該職務遂行の内容に係る部分」には加害教員の氏名も含まれると考えるべきである。条例と同じく「公務員の氏名」を例外として明示していない大阪市、滋賀県、奈良県などの情報公開条例においても、加害教員の名前は公開されている。

ス 最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と情報公開法その他の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」等の個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。

セ 個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、「公務員の職務の遂行に関する情報は、『個人に関する情報』に該当しないとした例（「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が条例にいう『個人』に当たることを理由に非公開情報に当たるとはいえないと解するのが相当である。」）がある。個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の条例をもつ自治体同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

対象公文書は、学校職員の事故報告書（県内公立学校の体罰に関する報告書のうち、平成24年度に発生したもの）20件及び教育事務所等から提出された鑑文5件である。

事故報告書は、学校長が事故を起こした者からの事情聴取や関係人の証言等をもとにして、事実関係を正確に捕捉、整理して服務監督権者に報告する内部文書であり、また、人事上必要な措置を行うための資料である。

その内容は、①事故を起こした職員（以下「加害教員」という。）の職・氏名等、②事故の種類、③事故発生年月日、④事故発生場所、⑤被害生徒の状況、⑥事故の内容、発生の状況、原因等、⑦事故後の経過及び学校の対応、⑧今後の見通し、⑨加害教員に対する処置についての校長意見という項目から構成されている。

教育事務所等から提出された鑑文は概ね、事故を起こした者、事故の種類、事故の発生日時、事故の発生場所及び所属長所見という項目から構成されている。

(2) 一部開示決定の理由

ア 条例に則り、対象公文書について検討した結果、以下の項目については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別され又は認識され得ることができるものであり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと判断した。

(ア) 学校名、学校の所在する市町村名（鹿児島市は除く）、学校の電話番号、校長の氏名、公印の印影及び文書番号のうち学校名が分かる部分

(イ) 加害教員の氏名

(ウ) 被害を受けた児童・生徒の氏名

(エ) 保護者の職業など特定の個人が識別され又は認識され得ることができるもの

- イ 体罰報告書は、公務員である本県の教職員が、児童・生徒への指導中に起こした体罰に係る報告書であり、その職務の遂行に係る情報と判断されることから、公務遂行の主体である教職員がどのような地位、立場にある者かを記載した「職名」、また、当該職務遂行の内容である体罰の態様については開示している。
- ウ 学校名や校長名、職員名について、請求人が主張する関連司法判断は、本県以外の自治体に対する司法判断であり、その中の平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件においても、「公開請求の対象となっている文書に記載された情報の性質や記載内容等に応じて、個別具体的に検討するのが相当である。」とされている。
請求人の求める学校名や職員名等を一律開示することを認めたものではなく、当該自治体における請求のあった当該文書に関してのみ、個別具体的に検討した結果、公開することが妥当とされたものと解される。
- エ 本件開示請求においては、学校名や校長名、職員名等について、直接児童・生徒の個人を識別する情報には当たらないものの、他の情報と照合することによって、対象となった児童・生徒特定の個人を識別され得るものと判断し、非開示とした。
- オ その主な理由は、本県の公立学校には他の自治体と比べ小規模校が多く存在し、一般人であっても、通常入手し得る情報と照合することにより、被害児童・生徒の特定につながられる可能性は高まること、さらに、その結果、被害児童・生徒以外の児童・生徒及び保護者等へも不利益を与える可能性が否定できないことなどからである。
- カ 本県における小規模校とは、小学校で12学級未満、中学校で6学級未満、高校では1学年3学級以下の学校である。平成25年度のデータであるが、小規模校とされる本県の小学校は75.5%で、全国の47.7%を大きく上回っている。また中学校においても、本県で50.6%、全国が21.0%とこちらも大きく上回っている。県立高等学校においては、64校のうち23校が該当している。
- キ 審査請求人は、本人が起こした裁判の判例に従うようにと主張しているが、本県の小規模校の状況は、明らかに他の自治体とは大きく異なっており、学校名等を一律開示した場合だけでなく、個別に検討し小規模校のみ不開示としたとしても、小規模校の児童生徒の氏名にたどり着いてしまうおそれがあると考えている。
- ク 条例第1条に則り、また第7条第1号に基づき、被害児童生徒の特定につながらないよう対応をしたところである。審査請求人の主張は、他の自治体と大きく異なる本県の事情においては成立し得ないものと考えている。
- ケ 公文書一部開示決定通知書の開示しない部分として記載した情報（上記3(2)アの(ア)

から(㊦) 以外で不開示とした情報のうち、「加害教員の居住地近くの地名」は、加害教員の職務の遂行に係る情報とは関係ないことから、加害教員の「個人に関する情報」として不開示とした。それ以外の情報については、学校名につながる情報として不開示と判断した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年12月 6 日	諮問公第133号に係る諮問を受けた。
平成30年 1 月11日	諮問公第133号に係る弁明書及び反論書の写しを実施機関から受理した。
2 月 9 日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
10月24日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
11月19日	諮問の審議を行った。
12月20日	諮問の審議を行った。
平成31年 1 月22日	諮問の審議を行った。
2 月14日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおり、県内公立学校で発生した体罰事案について実施機関に提出された学校職員の事故報告書(平成24年度分)である。

検討箇所を明確にするため、実施機関が開示請求者に交付した公文書の写しの順番どおりに、審査会において対象公文書番号及びページ番号を付した。(別表1)

イ 本件不開示情報について

実施機関が本件対象公文書において不開示とした情報(以下「本件不開示情報」という。)について、以下のとおり分類することができる。

- (㍑) 学校名, 学校の電話番号, 校長の氏名, 公印(校長)の印影及び文書番号のうち学校名が分かる部分(本件不開示情報1)
- (㍒) 加害教員の担任教科, 発生場所, 加害教員以外の担任教科, 音楽コンクール開催場所, 遠征先場所, 陸上競技大会の開催場所, 陸上競技大会の名称の一部, 部活動練習試合場所, 加害教員の現在の学校所在地町名, 加害教員の現在の学校名及び被害生徒を診断した病院名(本件不開示情報2)
- (㍓) 学校の所在する市町村名, 文書番号のうち市町村名が分かる部分, 教育長の氏名, 公印(教育長)の印影及び被害生徒を診断した病院の所在市町村名(本件不開示情報3)
- (㍔) 加害教員の氏名(本件不開示情報4)

- (d) 加害教員の居住地近くの地名（本件不開示情報5）
- (e) 被害を受けた生徒（以下「被害生徒」という。）の氏名（本件不開示情報6）
- (k) 保護者の職業，被害生徒以外の生徒の氏名及び被害生徒の情報（本件不開示情報7）

実施機関は上記3(2)のとおり，本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するとして本件処分を行っている。

審査請求人は上記2(2)のとおり，本件処分の取消しを求めていることから，本件不開示情報が実施機関の主張する条例第7条第1号に該当するかどうかについて検討する。

ウ 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き，これを不開示としている。

また，同号ただし書においては，「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」，「イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については，同号本文に該当するものであっても，開示しなければならない旨規定している。

(イ) 本件対象公文書における個人識別性の判断について

条例第7条第1号に定める個人に関する情報は，「他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定されている。

照合の対象となる「他の情報」としては，公知の情報や，図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報等が含まれ，他方，特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については，一般的には，「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられるが，「他の情報」の範囲については，当該個人情報の性質や内容等に応じて，個別に適切に判断することが必要となる。

本件についてみるに，本件不開示情報が公にされると，被害生徒の関係者等が，当該被害生徒を特定し得る可能性は否定できないところである。

しかしながら、本件対象公文書には、当該被害生徒等のプライバシー保護のための特段の配慮を必要とする情報等は記載されておらず、体罰事故の状況等が客観的に記載されているものであると認められる。

このことから、本件対象公文書における被害生徒に係る個人識別性の判断は、当該被害生徒について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る関連情報をもって、比較的容易に特定の被害生徒を識別することができるかどうかという観点から判断すべきであると考えられる。

(ウ) 本件不開示情報の条例第7条第1号該当性について

a 本件不開示情報1について

本件不開示情報1について、実施機関は上記3(2)エのとおり、直接被害生徒の個人を識別する情報には当たらないものの、他の情報と照合することによって、対象となった被害生徒を識別され得ると主張している。

本件不開示情報1は、被害生徒の所属する学校が判明する情報であるが、本件対象公文書には例外的な取扱いが必要であるほど生徒数が極端に少ない小規模校の事案は含まれておらず、被害生徒が所属する学校が特定されたとしても、それだけでは、被害生徒について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の被害生徒を識別することはできないと考えられる。

しかしながら、審査会において対象公文書を見分したところ、対象公文書1以外の対象公文書については、既に被害生徒の学年、学級、部活動及び部活動における役割等が開示されていることから、学校が判明すると対象となる生徒数が相当程度限られ少数となり、これらの情報及び一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、被害生徒を識別することができるものと認められる。

したがって、対象公文書1以外の対象公文書の本件不開示情報1については不開示が妥当であるが、対象公文書1の本件不開示情報1については、条例第7条第1号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

b 本件不開示情報2について

本件不開示情報2について、実施機関は上記3(2)エ及びケのとおり、直接被害生徒の個人を識別する情報には当たらないものの、被害生徒の所属する学校につながる情報であり、他の情報と照合することによって、対象となった被害生徒を識別され得ると主張している。

本件不開示情報2のうち、遠征先場所、陸上競技大会の開催場所及び陸上競技大会の名称の一部については、被害生徒の所属する学校の情報ではあるが、審査会において確認したところ、当該遠征先で行われた記録会及び当該陸上競技大会に参加した学校は複数校あり、うち当該学校と同市町村の学校も複数参加しており、当該情報により被害生徒の所属する学校が特定されるとまではいえない。

また、その他の本件不開示情報2についても、被害生徒の所属する学校が特定

され得る関連情報ではあるが、上記 a で述べたとおり、本件対象公文書に記載された事案については、被害生徒が所属する学校が特定されたとしても、それだけでは、被害生徒について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の被害生徒を識別することはできないと考えられる。

しかしながら、審査会において対象公文書を見分したところ、対象公文書 4-2, 19, 20-2 及び 20-3 については、既に被害生徒の学年、学級、部活動及び部活動における役割が開示されていることから、学校が判明すると対象となる生徒数が相当程度限られ少数となり、これらの情報及び一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、被害生徒を識別することができるものと認められる。

したがって、対象公文書 4-2, 19, 20-2 及び 20-3 の本件不開示情報 2 については不開示が妥当であるが、その他の本件不開示情報 2 については、条例第 7 条第 1 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

c 本件不開示情報 3 について

本件不開示情報 3 について、実施機関は上記 3 (2) エ及びケのとおり、直接被害生徒の個人を識別する情報には当たらないものの、被害生徒の所属する学校につながる情報であり、他の情報と照合することによって、対象となった被害生徒を識別され得ると主張している。

本件不開示情報 3 は、被害生徒の所属する学校及び被害生徒を診断した病院が所在する市町村名であり、当該学校及び当該病院が特定され得る情報ではあるが、当該市町村には学校及び病院が複数存在しており、被害生徒について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る関連情報と照合することにより、被害生徒の所属する学校及び被害生徒を診断した病院を特定し、更に被害生徒を識別することはできないと考えられる。

したがって、本件不開示情報 3 は、条例第 7 条第 1 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

d 本件不開示情報 4 について

本件不開示情報 4 について、実施機関は上記 3 (2) エのとおり、直接被害生徒の個人を識別する情報には当たらないものの、他の情報と照合することによって、対象となった被害生徒を識別され得ると主張している。

本件不開示情報 4 は、加害教員の氏名であり、実施機関が主張するように、加害教員が特定されると、被害生徒の所属する学校が判明する情報であるといえるが、上記 a で述べたとおり、本件対象公文書に記載された事案については、被害生徒が所属する学校が特定されたとしても、それだけでは、被害生徒について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の被害生徒を識別することはできないと考えられる。

また、本件対象公文書に記載された情報は、加害教員の公務員としての職務遂行の過程で起きた体罰事案に関する情報であり、公務員である当該教員の職務の遂行に係る情報に当たり、そこに含まれる教員の氏名は、慣行として公にされていることから、当該情報については、条例第7条第1号ただし書ウとともに、アが重畳的に適用される。

しかしながら、審査会において対象公文書を見分したところ、対象公文書1以外の対象公文書については、既に被害生徒の学年、学級、部活動及び部活動における役割等が開示されてされていることから、被害生徒の所属する学校が判明すると対象となる生徒数が相当程度限られ少数となり、これらの情報及び一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、被害生徒を識別することができるものと認められる。

したがって、対象公文書1以外の対象公文書の本件不開示情報4については不開示が妥当であるが、対象公文書1の本件不開示情報4については、条例第7条第1号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

e 本件不開示情報5について

本件不開示情報5について、実施機関は上記3(2)ケのとおり、加害教員の職務の遂行に係る情報とは関係ないことから、加害教員の個人に関する情報であると主張している。

本件不開示情報5は、加害教員の居住地近くの地名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、加害教員の居住地近くの地名は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではないことから、同号ただし書ウの「職務の遂行に係る情報」に該当するとは認められない。

したがって、本件不開示情報5について、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

f 本件不開示情報6及び7について

本件不開示情報6及び7について、実施機関は上記3(2)アのとおり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると主張している。

本件不開示情報6は、被害生徒の氏名、本件不開示情報7は、保護者の職業、被害生徒以外の生徒の氏名及び被害生徒に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、本件不開示情報6及び7については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

本件対象公文書は、特定の生徒が体罰を受けた事実に止まらず、体罰の詳細な内容、被害生徒の態度や言動等が記録されている。これらの情報は被害生徒が通常他者に知られたくないと想定される情報であり、開示不開示の判断に当たっては、当該被害生徒の権利利益が十分に保護されるよう配慮する必要がある。

本件処分においては、本来不開示とすべきと考えられる被害生徒に係る情報が開示されており、当該情報を開示したことによって、本来開示されるべき学校名等の情報を不開示とする必要が生じたことは、開示不開示の判断が不適切であったと言わざるを得ない。

今後の同様の開示決定を行う際には、当該情報のもつ特殊性を考慮し、被害生徒が特定されることがないように細心の注意を払うよう留意されたい。

また、本件対象公文書には、白抜きで開示された部分が存在した。実施機関に確認したところ、当該部分は担当者が記載した手書きメモであったことから本件開示請求とは直接関係のないものと判断し、白抜きとしたものであるとのことであった。

情報公開制度における開示決定等は文書単位で行うものであり、その一部でも白抜きにした場合、開示請求者には、当該部分に情報が存在するかも不明となり、不服の判断等に支障を与える可能性も想定できることから、このような白抜きは避けるべきであり、適切な対応をされるよう留意されたい。

実施機関においては、今後このようなことがないように、条例の趣旨を十分理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

<別表1>

対象 公文書	ページ 番号	公文書の名称
1	1	学校職員の事故報告書 (平成24年5月1日付)
2	2	学校職員の事故報告書 (平成24年4月17日付)
3-1	3	学校職員の事故(体罰)について(進達) (平成24年7月23日付)
3-2	4	教職員の事故について(報告) (平成24年7月19日付)
3-3	5	学校職員の事故報告書 (平成24年7月19日付)
4-1	6	学校職員の事故(体罰及び虚偽報告)について (平成25年3月25日付)
4-2	7	校長の報告書 (平成25年3月21日付)
5	8	学校職員の事故報告 (平成25年3月15日付)
6	9	学校職員の事故報告 (平成25年3月15日付)
7	10	学校職員の事故報告 (平成25年3月15日付)
8	11	学校職員の事故報告 (平成25年3月15日付)
9	12	学校職員の事故報告 (平成25年3月15日付)
10	13	学校職員の事故報告 (平成25年3月15日付)
11	14	学校職員の事故報告書 (平成25年3月15日付)
12	15	学校職員の事故報告書 (平成25年3月15日付)
13	16	学校職員の事故報告書 (平成25年3月15日付)
14	17	学校職員の事故報告書 (平成25年3月15日付)
15	18	学校職員の事故報告書 (平成25年4月30日付)
16	19	学校職員の事故報告書 (平成25年4月30日付)
17	20	学校職員の事故報告書 (平成25年4月30日付)
18	21	学校職員の事故報告書 (平成25年4月30日付)
19	22	学校職員の事故報告書 (平成24年10月15日付)
20-1	23	学校職員の事故(体罰)について(進達) (平成25年5月31日付)
20-2	24	学校職員の事故(体罰)について(報告) (平成25年5月13日付)
20-3	25	学校職員の事故報告書 (平成25年4月30日付)

<別表2>

対象 公文書	実施機関が不開示とした部分	審査会の判断
1 (1ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 学校の電話番号 ・ 校長の氏名 ・ 公印(校長印)の印影 ・ 加害教員の担任教科 ・ 発生場所 ・ 加害教員以外の担任教科 ・ 加害教員の氏名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害生徒の氏名 	不開示
2 (2ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 学校の電話番号 ・ 校長の氏名 ・ 公印(校長印)の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 加害教員の居住地近くの地名 ・ 被害生徒の氏名 ・ 保護者の職業 	不開示
3-1 (3ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 加害教員の氏名 	不開示
3-2 (4ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 ・ 公印(教育長印)の印影 ・ 文書番号のうち市町村名が分かる部分 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 加害教員の氏名 	不開示
3-3 (5ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印(校長印)の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
4-1 (6ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 加害教員の氏名 	不開示
4-2 (7ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印(校長印)の印影 ・ 文書番号のうち学校名が分かる部分 ・ 音楽コンクール開催場所 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示

対 象 公文書	実施機関が不開示とした部分	審査会の判断
5 (8 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
6 (9 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
7 (10 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
8 (11 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
9 (12 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
10 (13 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
11 (14 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示

対 象 公文書	実施機関が不開示とした部分	審査会の判断
12 (15ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
13 (16ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
14 (17ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
15 (18ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 ・ 遠征先場所 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 ・ 被害生徒以外の生徒の氏名 	不開示
16 (19ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 ・ 被害生徒以外の生徒の氏名 	不開示
17 (20ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 ・ 被害生徒以外の生徒の氏名 	不開示

対象 公文書	実施機関が不開示とした部分	審査会の判断
18 (21ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 ・ 陸上競技大会の開催場所 ・ 陸上競技大会の名称の一部 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 ・ 被害生徒の情報 	不開示
19 (22ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 部活動練習試合場所 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示
20-1 (23ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 加害教員の氏名 	不開示
20-2 (24ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 ・ 公印（教育長印）の印影 ・ 文書番号のうち市町村名が分かる部分 ・ 教育長の氏名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 加害教員の現在の学校所在地町名 ・ 加害教員の現在の学校名 ・ 加害教員の氏名 	不開示
20-3 (25ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の所在する市町村名 ・ 被害生徒を診断した病院の所在市町村名 	開示
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 公印（校長印）の印影 ・ 被害生徒を診断した病院名 ・ 加害教員の氏名 ・ 被害生徒の氏名 	不開示